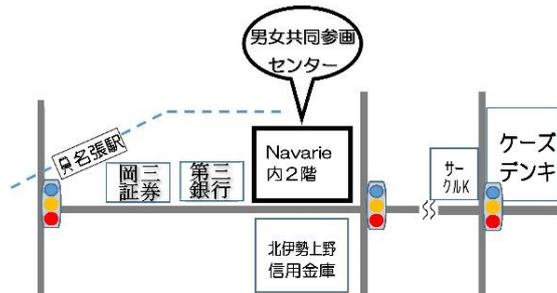


名張市男女共同参画 つうしん

第 89 号 2019 年 4 月発行



★近鉄名張駅東口を出て、市役所方面へ徒歩 5 分

ワーク・ライフ・バランス

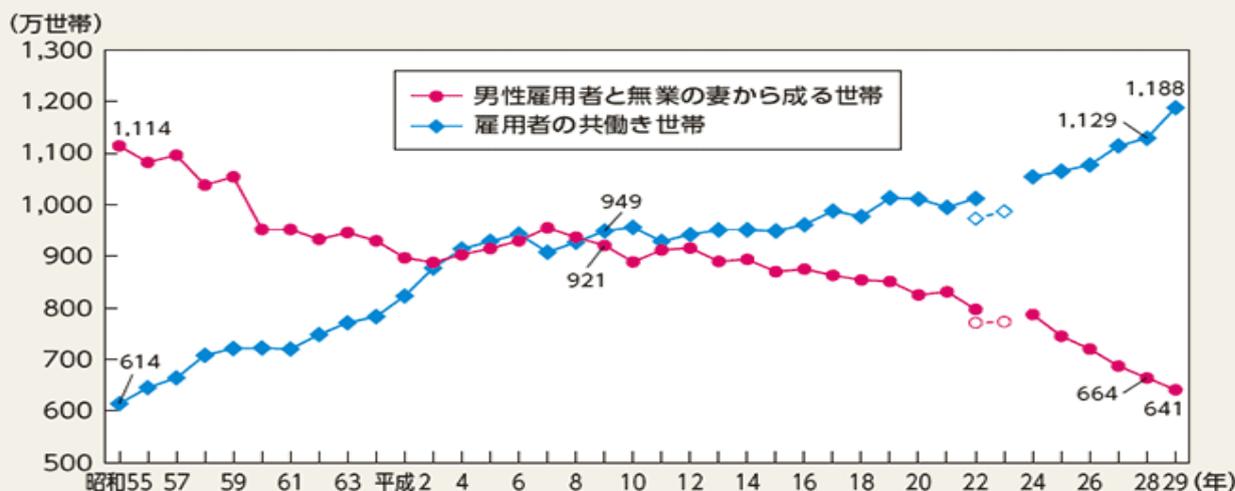
仕事は暮らしを支え生きがいや喜びをもたらしますが、家事などの生活も暮らしに欠かすことはできず、その充実があってこそ、人生の喜びは倍増します。それらの両立を目指す取組を「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」といいます。

長時間労働を強いられると、仕事も家庭生活も効率が悪く楽しめず悪循環に陥ります。「少数でも効率よく、付加価値のあるサービスを産み出す働き方」「仕事と家庭どちらかを犠牲にすることのない、それを強みに変える生き方」を実現することで、仕事も能率が上がり家庭参画も増え、心身共に健康な好循環サイクルとなります。

ワーク・ライフ・バランスの取組により、男性も家庭生活を大切にし、女性も仕事を生きがいとするという選択肢を持つことができるため、男女が平等で柔軟な社会を実現するための指針となっています。

（共働き世帯の増加）

昭和 55 年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成 9 年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っています。29 年には、雇用者の共働き世帯が 1,188 万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が 641 万世帯となっています。



共働き等世帯数の推移

- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/html/honpen/b1_s03_01.html

(男女共同参画白書平成 30 年度版)

平成 31 年度「みえの働き方改革推進企業」募集

募集期間 4月8日(月)～7月31日(水) 17時(必着)

三重県では、働き方を見直し、誰もが働きやすい職場環境づくりにむけて、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいる企業を募集し、優れた取組を県内に広めることにより、地域社会全体での「働き方改革」の取組推進を図るため、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を実施しています。



パンフレットや申請書のダウンロード等詳しくは下記 URL をご参照ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/oshigoto/47388012926.html>

(三重県ホームページ)



平成 30 年度「みえの働き方改革推進企業」に登録された 44 法人の中から、三重県知事表彰選考委員会による審査を経て、下記の 4 法人が知事表彰企業を受賞されました。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 《ベストプラクティス賞》 | ☆国立大学法人三重大学 |
| | ☆一般財団法人食品分析開発センター SUNATEC |
| 《グッドプラクティス賞》 | ☆日本トランスシティ株式会社 |
| 《イノベーション賞》 | ☆株式会社赤福 |

2019 年 4 月「働き方改革関連法」の一部が施行されます。

☆「罰則付きの時間外労働の上限規制」が始まります。残業時間上限の法律規制は、1947 年に制定された労働基準法の初めての変更で、今回の「働き方改革」が 70 年ぶりの大改革と言われます。他にも「年次有給休暇の確実な取得」「勤務時間インターバルの普及促進」などが盛り込まれ長時間労働の抑制が目指される一方、労働規制を緩和する仕組みである「高度プロフェSSIONAL制度」なども導入されます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html> (厚生労働省ホームページ)

三重県

「働く人の『時間を大切にする三重県』宣言」

2019 年 3 月 6 日、日本労働組合総連合会三重県連合会と三重県経営者協会、三重県、三重労働局は、2019 年 4 月の働き方改革関連法の施行を踏まえ、連携してワーク・ライフ・バランスの推進にさらに取り組む決意を表明することで、三重県にかかわるすべての人が生き生きと働き、暮らすことのできる地域づくりに向け機運を醸成するため、「働く人の『時間を大切にする三重県』宣言」を行いました。

宣言は「1 日は誰にとっても 24 時間。適切に配分されなければならない」とした上で、適切な 36 協定の手続きを徹底するなど、働き方改革を進める事業者を支援すると定めています。

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030700274.htm> (三重県ホームページ)




男女共同参画に関する
図書の出し出しを
行っています。

・一度に三冊まで貸出可能
・貸出期間は、最長二週間




- ・女性弁護士による
女性法律相談
- ・女性相談員による
女性のための相談

男性相談員による
男性のための相談



男性相談員による
メンタルヘルス相談
(男女共)

女性弁護士による法律相談

毎月第1金曜日

10:00~12:00 13:00~15:00

「離婚後の年金はどうなる?」「離婚で慰謝料を請求できる?」「セクハラを受けた」といった相談に女性弁護士が応じます(女性対象)。相談は30分以内となりますので、事前に「女性のための相談」で悩みを整理しておくことをお勧めします。(要予約・面談)

女性のための相談 (祝日相談はありません)

毎週水曜日 9:00~12:00

毎週金曜日 13:00~16:00

女性に関するさまざまな相談に応じます。総合福祉センターふれあいの相談室では、女性DV相談を実施しています。(予約優先・電話相談可)

男性のための相談

毎月第2木曜日 17:00~19:00

人間関係だけでなく、生き方についてなど何でも結構です。男性の相談員が相談に応じます。(予約優先・電話相談可)

メンタルヘルス相談

毎月第3木曜日 10:00~12:00

第4火曜日 13:00~16:00

「仕事がうまくいかない」、「職場の人間関係に悩んでいる」などといった相談に、シニア産業カウンセラー・キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員が応じます。

(要予約・面談)

一人で悩まずに、
相談窓口にご相談
してください。



2018年度各種相談件数

| | H30.4 | H30.5 | H30.6 | H30.7 | H30.8 | H30.9 | H30.10 | H30.11 | H30.12 | H31.1 | H31.2 | H31.3 | 計 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-----|
| 女性相談 | 6 | 5 | 9 | 7 | 3 | 6 | 12 | 10 | 5 | 9 | 7 | 8 | 87 |
| 女性法律相談 | 2 | 4 | 5 | 5 | 6 | 6 | 5 | 8 | 7 | 7 | 8 | 8 | 71 |
| 男性相談 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 12 |
| メンタルヘルス相談 | 3 | 4 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 4 | 31 |
| 計 | 12 | 13 | 17 | 16 | 13 | 15 | 20 | 22 | 16 | 18 | 18 | 21 | 201 |



2019年 5月の相談日程

名張市男女共同参画センター



| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---------------|-----|--------------------------|------------------------|--------------------------|--|----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ●予約電話 63-5336 | | | | | | |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| | 休館日 | | 人権相談 13:30~16:00 | 男性のための相談 17:00~19:00 | 女性弁護士 による法律相談 10:00~12:00 13:00~15:00 | |
| | | | 女性のための相談 9:00~12:00 | | 女性のための相談 13:00~16:00 | |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| | 休館日 | 人権相談 13:30~16:00 | | メンタルヘルス相談 10:00~12:00 | | |
| | | | 女性のための相談 9:00~12:00 | | 女性のための相談 13:00~16:00 | |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| | 休館日 | | | | | |
| | | | 女性のための相談 9:00~12:00 | | 女性のための相談 13:00~16:00 | |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |
| | 休館日 | メンタルヘルス相談 13:00~16:00 | | | | |
| | | | 女性のための相談 9:00~12:00 | | 女性のための相談 13:00~16:00 | |

★女性弁護士による法律相談は5月4日ですが、祝日のため5月10日に変更になります。

★女性のための相談5月1日・3日は、祝日のため相談はありません。

| | | | |
|------------------------|--|----------|---------------|
| 女性のための相談 ※祝日はお休みです。 | 毎週 水曜日 | 午前9時～正午 | 予約優先 電話相談可 |
| | 毎週 金曜日 | 午後1時～4時 | |
| 女性弁護士による 法律相談 | 毎月 第1 金曜日 | 午前10時～正午 | 要予約 面談 |
| | | 午後1時～3時 | |
| 男性のための相談 | 毎月 第2 木曜日 | 午後5時～7時 | 予約優先 電話相談可 |
| メンタルヘルス相談 (男女共) | 毎月 第3 木曜日 | 午前10時～正午 | 要予約 面談 |
| | 第4 火曜日 | 午後1時～4時 | |
| 人権相談 | 毎月2回 ※詳しくは、名張市人権センター(☎63-0018)へお問い合わせ下さい。 | | 要予約 面談 |

「ジョブ・リターン制度」

ジョブ・リターン制度とは、結婚、出産、介護、配偶者の転勤など、さまざまな理由で退職した職員を、一定の期間を経て、本人の希望があれば再雇用する制度のことです。企業側だけでなく再雇用される側にも多くのメリットがあることから、平成23年度雇用均等基本調査（厚生労働省）によると、53.1%の事業所で導入されています。

政府が推奨するワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進も後押しとなり、「ジョブ・リターン制度」を導入する事業所は年々増加傾向にあります。

名張市男女共同参画センター

三重県名張市希中央
5番町19番地
Navarie2 階
名張市市民情報交流センター内



Tel 0595-63-5336
Fax 0595-63-5326

e-mail danjo-center@emachi-nabari.jp
<http://www.emachi-nabari.jp/danjo-center/>

ご意見・ご感想をお聞かせください。